

平成 28 年度 第 2 回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時 平成 29 年 2 月 1 日 (水) 午前 10 時 00 分から
午前 11 時 58 分まで

2 場 所 葛飾区役所 7 階 入札室

3 出席者

委 員 西村孝一委員長、轟朝幸委員、佐藤伴和委員 (全員出席)
事務局 赤木登総務部長、佐々木健二郎契約管財課長ほか契約管財課職員 5 名

4 概 要

(1) 開 会

委員長 出席委員は、定足数を満たしており、ただいまから平成 28 年度第 2 回葛飾区入札監視等委員会を開催する。

(2) 庶務報告

ア 傍聴人について

事務局より傍聴人はなかった旨報告

イ 平成 28 年度第 1 回委員会議事概要の公表について

事務局より平成 28 年度第 1 回委員会議事概要を調製し、区ホームページにて公表した旨報告した。

【質 疑】

委員 A 公表後、区民等から問い合わせはなかったか。

事務局 現在のところはない。

(3) 議 事

ア 平成 28 年度入札契約等執行状況 (平成 28 年度下半期) について

事務局より平成 28 年 9 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

【質 疑】

委員長 公募型指名競争入札の区分が「その他」の 2 件は、どのような業務内容なのか。

事務局 「学び交流館の受付相談業務等委託」及び「ふれあい動物広場飼育等委託」の 2 件である。学び交流館については、受付相談の際に学芸員の資格が必要とされているため、公募により学芸員を有している業者を募集し、その中から指名競争入札を行ったものである。また、同様に、ふれあい動物広場についても、動物の飼育と専門性が高く、公募型の指名競争入札を行ったものである。

委員C 動物の飼育だと数が限られていると思われるが、業者は何件ぐらい応募があったのか。

事務局 応募があったのは、1者（社）のみであった。

委員C 都内の業者なのか。やはり少ないようだが。

事務局 都内の業者である。受注できる業者が少なく、競争が難しい。

イ 指名停止措置の運用状況について

事務局より平成28年9月1日から平成28年12月31日までの間の22件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。

【質 疑】

委員A 文書交換車運行委託に関しては、落札後辞退とあるが、具体的にはどのような内容であったのか。

事務局 文書交換車運行委託は、葛飾区保健所及び子ども総合センターと各保健センター、子ども家庭支援センター等の関係施設間における文書交換を行うものである。本業務の履行に際しては、特定信書便事業の許可及び認可が必要とされ、仕様書にも明記されていたが、当該業者はその認可を受けていなかった。また、履行開始までの間に、認可を受ける見込みもないことから、落札辞退の申し出があったものである。なお、本件は、その後、2番札の業者と随意契約を締結した状況となっている。

委員A 業者のケアレスミスということか。

事務局 そのとおりである。仕様書にも明記し、入札の注意事項にも記載していたため、その部分を見落としたものと思われる。

委員A 区の方では、事前に分からないのか。

事務局 既に認可を受けている事業者は把握しているが、申請中の場合もあり、入札の時点では、各業者が認可を受けているかは分からない状況である。なお、入札の時点で認可を受けていなくても、履行開始までに認可を受けていれば良いので、その見込みを含め、各業者に判断を委ねているところである。

委員A 業務そのものに影響はなかったのか。

事務局 2番札を入札した業者と緊急随意契約を締結したので、業務そのものに影響は生じていない。

委員C その場合の契約金額は、どうなるのか。

事務局 落札を辞退した業者が入札した金額で、価格交渉をして、契約締結している。

委員C 今後、申請する際に、追加資料として許可証等を添付させるといったことはできないのか。

事務局 前回の委員会においても、落札後辞退で指名停止となった事案もあり、続いたことから、入札にあたって許可等が必要であることを明記するなど工夫

して参りたい。

委員A 慎重な事務の取り扱いを願いたい。

事務局 了解した。

ウ 入札参加除外措置の運用状況について

事務局より平成28年9月1日から平成28年12月31日までの間の入札参加除外措置を適用した案件はなかった旨報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

エ 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より平成28年9月1日から平成28年12月31日までの間の低入札価格調査制度を適用した案件はなかった旨報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

オ 抽出審議について

平成28年9月1日から平成28年12月31日までの間の入札及び契約手続のうち、担当委員である轟委員が抽出した、制限付一般競争入札1件、施工能力審査型総合評価一般競争入札1件、指名競争入札5件、特命随意契約3件の合計10件について事務局より入札経過等の説明を行った。

【工事、修繕、設計等委託の主な質疑等（一括説明・一括質疑）】

[工事 NO. 2101 都市計画道路補助第276号線（隅田橋）及び補助第279号線（新金線）整備（その1）工事] （施工能力審査型総合評価一般競争入札）

[修繕 NO. 2227 幸田児童館トイレ内給排水設備改修修繕] （指名競争入札）

[設委 NO. 2360 平成28年度 空洞調査委託] （指名競争入札）

委員B 3件とも参加業者が少なく、辞退が多い。工事の案件は、総合評価一般競争入札ということで、一定の条件を設けていることもあるだろう。他の2件は、3社での指名競争入札となっているが、指名要綱に基づく指名数ということか。辞退が多くなった状況について、どのように推察しているのか。

事務局 1件目の工事案件については、総合評価一般競争入札で公告をしたところ、2社から応募があった。この内1社は、施工体制が整わないとの理由から辞退したものである。本件については、議決を要する大規模工事であり、元々資格要件を満たした業者も少ない。また、特に土木工事において

は、施工体制が整わない、技術者不足、技能労働者不足などの理由から辞退が多く、不調となった事案も多発している状況にあり、厳しい状況にあったのではないかと推察している。

2件目の修繕案件であるが、指名競争入札を実施して、3社指名のうち2社が辞退となっている。辞退理由は、予定価格超過と技術者不足とのことであった。本件は、予定価格140万円程度の比較的小規模の事案であり、業者にとって、あまり旨味のある事案ではなかったのではないかとと思われる。

3件目の設計等委託案件は、同じく3社による指名競争入札であったが、2社応札し、1社辞退となっている。辞退理由は、機材と技術員不足とのことであった。空洞化調査については、博多の陥没事故もあり、他の各自治体においても調査を実施していると聞いている。なかなか機材や技術員が不足し、辞退した業者においても回らない状況が生じたのではないかと推察している。

委員B 空洞化調査について、機材や技術員が不足している状況の中、落札した業者は非常に安い価格で入札しているが、大丈夫なのか。

事務局 落札業者は、平成27年度も受注しており、その時の契約金額も同様に安い価格となっているが、成績評定の結果をみると、75点以上で「優秀」と評価されており、本件についても大丈夫であろうと考えている。

委員B 辞退は、技術者不足が一番の理由だと思う。応札者がいたから良いが、いない場合には不調となり、いろいろ大きな影響も出るので、それを防ぐために、あるいは競争性を働かせるためにも、指名業者数をもう少し増やしてはどうか。

事務局 指名業者数は、予定金額に応じて決まっているが、何社以上とのルールである。今回3社指名で1社のみ入札という状況もあったので、今後も状況等を見て、案件ごとに柔軟に指名業者数を増やすなどの対応をしてまいりたい。

委員A 純粹に、それぞれの業者の判断で、辞退したということであれば止むを得ないが、あまり少ない数の中で、いろいろ言っても、本当にそうだったのか疑念を持たれかねない。出来るだけ、競争性が働く中で契約行為が行われるよう努めてほしい。

委員C 不調のケースは、結構あるのか。

事務局 工事契約においては、土木工事で近年多く発生している。東日本大震災復興の部分と、今後の東京オリンピック・パラリンピック等で、建設工事等も多く予定されている状況の中で、技術者が非常に不足していると聞いている。その結果、辞退も多くなっており、不調に及ぶケースも出ている。

不調となった事案は、業者を入れ替えて再発注若しくは工事内容を見直

して再起工するなど、いろいろな方法があるが、不調のため、当該年度に工事が出来ずに、打ち切って翌年度に再発注した事案もあった。

委員C 仕事がきついのか。若い人がなかなか入って来ないそうだ。今やってる方もどんどん高齢になっていて、技術やノウハウの継承が進まない状況にある。

事務局 高齢化が進んでいるということは、こちらにも聞き及んでいる。なかなか若い職人が入って来ない状況で、国においても、健康保険などの社会保障制度未加入の業者は、公共工事の下請け、孫請けにも入れないような仕組みを考えており、社会保障制度がしっかりした会社にするによって、若年層の技術者、技能労働者が入社出来るように、条件整備を整えている状況であると聞いている。

委員B 工事の発注時期は、前倒しているのか。また、工期を長くし、その中で業者が自由に工期を設定する方法についてはどうか。

事務局 公共工事は、予算が付いてから起工の手続きを行う必要があるため、4月に起工すると、早くても5月・6月に発注する状況になっている。そこで、3月に発注し、業者が比較的手が空いている4月・5月に、工事着手が出来るように、予算上で債務負担行為を設定したり、繰越明許費を設定するなどして、予算を柔軟に使用出来るようにすることで、発注時期の平準化を図っている。

また、フレックス工期や早期発注方式による柔軟な工期設定を行うことにより、受注しやすい環境づくりも試行的に行っている状況である。

委員A 不調対策については、業界の状況に応じて、いろいろ工夫を取り入れながら、今後とも行っていただきたい。

【委託・物品の主な質疑等（一括説明・個別質疑）】

〔委託 NO. 2010 葛飾区立学校等 ICT 環境提供システム構築委託（債務負担行為）〕 （特命随意契約）

委員B 特命随意契約の理由書に、この事業者しかできないとあるが、本当にそうなのか。また、平成21年度に、プロポーザル方式により同事業者が選定されたとのことだが、今回発注の委託内容も含めて、当時のプロポーザルにおいて評価し、業者選定が行われたのか。

事務局 この教育システムを一体的に運用していくという目的のためには、既存の校務システムとの一体性を考え、校務システムを構築した当該事業者しか、本業務を遂行することはできないと考えている。また、当時のプロポーザルにおいて、本 ICT 環境提供システム構築を含めた形で、評価選定が行われている。

委員B 価格もプロポーザルで設定された金額ということか。

- 事務局 プロポーザルで設定された上限額の範囲で、最も区に有利な提案をした業者と契約をするもので、契約金額も当時の上限額の範囲であると聞いている。
- 委員B 今回のICTシステムの構築に関しても、プロポーザルで価格が提示されていたということか。
- 事務局 上限価格を提示したうえで、このような内容ができるとの提案があったものであり、含めた形で評価を行ったと聞いている。
- 委員C 予定価格は、業者の提示金額ということになるのか。
- 事務局 特命随意契約であるので、プロポーザルで選定された業者と仕様内容を精査したうえで、業者から提示された金額を予定価格としている。
- 委員A 再確認だが、平成21年度に行われたプロポーザルにおいては、校務システムとICTシステムで構成される教育システム全体で、業者の評価選定が行われたということによろしいか。
- 事務局 そのとおりである。
- 委員A しかしながら、契約手続きは、校務システムは先に締結し、ICTシステムは今年度に締結したとのことだが、分割して契約した理由が分かり辛い。その点はどうか。
- 事務局 当初は、一体的に構築していく予定であったが、構築当時に、国が経済対策の一環として、スクールニューディール事業を実施し、構築費用の1/2が国庫補助とされたことから、補助対象となる校務システムを先行して構築を行ったものである。なお、ICTシステム環境提供システムについては、そのシステム機器の技術革新が著しく、システム構成や現場である学校での運用方法等を精査してから導入することとされたため、先送りされたものである。
- 委員C このICTシステムが構築されてから、タブレット端末を調達することとなるのか。その場合、本事業者から調達することとなるのか。
- 事務局 システムに必要な機器としては、タブレット端末、大型提示装置（大型テレビ）及びデータセンターに設置するサーバ機器等があるが、いずれも別途入札により調達する予定である。
- 委員B このICTのようなシステムは、時代の移り変わりがとても早い、その中で、平成21年に行われたプロポーザルから、8年も経過した古い提案内容を、そのまま採用して契約することに、非常に違和感を覚える。システムも5、6年経てば、もう一度プロポーザルを実施しても良かったのでは。
- 統一の業務のシステムが組み上げられて、それに付随するものと関連するので、なかなか難しいとは思いますが、それにしても5、6年経てば、新しいシステムになる気がする。
- 事務局 現在の校務システムは、平成31年度に入れ替える予定であり、当然その

際には、本 I C Tシステム環境提供システムも含めて、再構築する予定だと聞いている。

委員 A この業務は当該業者以外にはできないと判断する理由は、現在稼働中の校務システムを活用して、 I C Tシステムを構築するには、校務システムを構築し熟知しているもの以外できないというロジックなのだろうが、その技術的な事実は我々には確認しようがない。その辺りがシステム開発の怖い所というか、分かりにくい所で、かなり専門化している部分や技術的に特化している部分等もあり、契約行為のあり方について、以前からいろいろな形で問題となってきている。国庫補助の関係で前倒しせざるを得なかったというような諸事情はあるのであろうが、もう少し、不透明性を取り除く工夫をしないと、適正なシステムが公平な競争の下で、構築されているのかという疑問が残る。また、平成 31 年度に入れ替えがあるということで、その時にどのように契約手続きを行うのかも問題となってくる。

事務局 システム調達に関しては、以前から本委員会で議論し、指摘頂いているところである。区では、システム調達ガイドラインを策定し、それに基づきシステム等の調達を行っている訳ではあるが、今回の議論を踏まえ、頂いた意見等を、調達ガイドライン所管の情報政策課に協議し、疑念が生じないような方法について、今後とも検討してまいりたい。

委員 A このレベルの事業であれば、基本的には、受注した事業者の技術力で大きな問題になることはないであろう。技術開発のスピードとどこまでマッチしてやっていけるかは、難しい所もあるとは思いますが、やはり、価格の適正さ、その中での機能の優劣があるので、その点はきちんと競争の中で選択される必要がある。選定委員会のあり方であるとか、選定基準であるとか、選定方法については、かなり工夫を入れないと問題が起こる恐れがある。今後更なる工夫を検討いただきたい。

[物品 NO. 2024 住民情報系端末二要素認証装置の購入] (制限付一般競争入札)

委員 C これは、既に区内でもいろいろなところで導入されているのか。指静脈で、銀行等に設置されているものと同じようなものか。

事務局 基本的には、個人の静脈を読み取って、個人を識別するものであるので、内容については同じものと思われる。

委員 C 識別して何をやるものか。

事務局 本装置の購入は、総務省からの情報セキュリティ強化モデルに係る通達に基づき、職員が、住民票や戸籍などの住民情報系の個人情報扱う端末について、二つの要素で認証するためのものである。これまで、本区においては、 I D・パスワードにより認証していたが、これに加え指静脈による個人認証を行うものである。

- 委員A どのような形で運用するのか、決められたルールがあるのか。例えば、適用する業務及び職員の範囲など、どこのセクションで決めるのか。
- 事務局 基本的には、情報政策課において、必要な業務、業務システムを使用する職員の把握、運用方法についての考え方を整理しているものと思われる。
- 委員B 機器の設置を含むのか。
- 事務局 納品までで、機器の設置及び設定は別途契約となっている。
- 委員C 今回落札した業者は、モフィリア社製とのことだが、これは各社異なるものなのか。
- 事務局 本契約においては、品名を指定しているので、どの業者であっても、同じものを同じ数量だけ納入することとなる。

【物品 NO. 2046 簡易トイレ用固化剤付取替袋の購入】 (指名競争入札)

- 委員B 受注した業者は、かなり沢山落札している。また、物品の購入の場合、予定価格より相当下がるのが一般的だが、この関連の事案がいくつかあるが、いずれも落札率が高い。特殊な物品なのか。
- 事務局 本件は、災害備蓄用品で、簡易トイレ用の取替袋を購入するものである。当該業者は、防災系用品を得意としている業者であり、多くの事案を受注しているが、災害備蓄用の防災用品は、なかなか一般的な流通は少なく、恐らく仕入れも安い価格では入ってこないのではと推察している。
- 委員A この物品を取り扱っている業者は、限られているのか。
- 事務局 そのような事はなく、入札参加資格の防災用品に登録のある業者から5社を指名したものである。

【賃借・借上、単価契約の主な質疑等（一括説明・個別質疑）】

【賃借 NO. 2284 道路補修課仮庁舎借上げ（債務負担行為）】 (指名競争入札)

- 委員A 非常に価格差が激しい。落札金額が予定価格のほぼ半分となっているが、履行上で問題となるようなことはないのか。
- 事務局 本件は、仮庁舎の借上げで、いわゆるプレハブを借り上げるもので、設置工事を含んだものとなっている。リース契約については、前回の委員会においても、議論いただいたが、高額な契約案件で、予定価格と落札金額に大きく乖離が見られる状況にある。
- 本件におきましては、予定価格は、今回指名している業者のうち3社から見積もりを徴取し、そのうち一番安い金額を採用したものである。しかしながら、リース業者が予定価格算出用に出す下見積の金額と、実際に企業戦略として応札する金額とで、非常に乖離があるという状況になっているというのが、前回の委員会でも議論のあったところである。
- ただし、そのような状況であっても、履行内容に問題が生じたというよ

うなことは、聞いていない。

- 委員C 5年間の借上げ後は、再リースを行うということか。
- 事務局 借上げ期間満了後は、リース会社から区に無償譲渡されることとなっている。
- 委員C 基本的に、安く借上げが出来るということは、区にとって良いことだと思うが、仕様を満たしていないとならないので、そのための検査を滞りなく、しっかりやってほしい。
- 事務局 予定価格と比較して、非常に低い落札率という状況であるため、誓約書を徴取するとともに、検査等もしっかりやってまいりたい。
- 委員A このような、仮庁舎の借上げは、本庁舎の建て替えを見据えてのことだと思うが、今後も出てくるものなのか。
- 事務局 現在の道路補修課の庁舎は、新宿図書センターの裏手側となっており、そこを、立石にある日赤産院の移転先として貸し付けることとなった。そのため、道路補修課の庁舎を他に移す必要があり、今回仮庁舎を借り上げることとしたものである。
- 委員A しっかり、工事監理を行っていただきたい。

[単契 NO. 2106 労働者派遣契約（東立石保育園ほか2給食調理員の欠員等に伴う代替業務）単価契約] (指名競争入札)

- 委員B 予定価格はどのように決定したのか。
- 事務局 下見積を徴取し、参考にして決めたものである。
- 委員B 辞退理由はどのようなものか。
- 事務局 辞退2社のうち、1社が一部履行不可能。もう1社が人材確保困難となっている。本件については、東立石保育園ほか2以外でも、給食調理員の派遣契約をいくつかしており、それぞれ契約の本数が多くなっていることもあり、人材を確保できる業者が見つかりづらくなっている。また、契約単価についても、入札の回数を重ねると、ほぼ金額も下止まりになっている状況で、このような結果になったものと推察している。
- 委員A 他の案件では、複数業者が応札して、競争関係が成り立っているのか。それとも、同様に1社入札のみか。
- 事務局 保育園では、複数で応札しているものもあるが、1社のみ入札が多い。
- 委員A 派遣労働者の条件が厳しいのか。
- 事務局 条件として、週に月、火、水曜日の3日間、または、月、木、金曜日の3日間の勤務のため、働く方の立場だと選択しづらいとの話は聞いている。
- 委員A 契約金額が、人件費と派遣会社の利益で構成されていることを考えると、低落札率の設計委託などと同じ構造だと思われるが、価格が下がらないということは、勤務形態や資格要件が厳しいことによるものか。

- 事務局 そのように思われる。
- 委員C 欠員等が生じた場合、直ぐ様新規採用を募集して、一時的に派遣職員で穴埋めをするといったところか。
- 事務局 実際には、区の正規職員を配置しているものと、非常勤職員を募集して配置しているものがある。今回の派遣は、急に正規職員が病気等で欠員となった場合や非常勤職員が退職した場合の代替業務を行うものである。
- 委員B 最初の工事案件等でも意見があつたが、競争性が働かないと、疑念が出てきてしまうこともある。指名業者数を増やすとか、なんらかの競争性を働かせる工夫が必要だと思う。
- 委員A 同感である。いろいろ諸事情はあるかと思うが、本来はそれぞれの企業努力で、競い合っているのが理想であり、特定の業者が、それも100%の落札率で受注しているということであると、入札そのものの信頼性に問題が出てきてしまう。この状況が続くようであれば、指名の方法を工夫する必要があると思われる。永く見ていると、このような傾向にある業種が浮き上がってくるので、そのような業種については、いろいろ工夫など手を加えて行っていただきたい。
- 事務局 人材派遣会社も限られている中で、給食調理など特に限られた職種については、不調・不落が発生している状況である。なかなか、急な欠員に対応し、人を集めるのは難しいとも聞いているが、只今の意見も踏まえ、やり方については内部で検討してまいりたい。

【長期継続契約（委託）、特命随意契約の主な質疑等（一括説明・一括質疑）】

[長期（委託）NO. 2080 戸籍住民課証明書発行等業務委託（長期継続契約）]

(特命随意契約)

[特命 NO. 32589 情報システム運用業務委託]

(特命随意契約)

- 委員A いずれも、プロポーザルによる業者選定とのことだが、事業者選定委員会とはどのような機関なのか。
- 事務局 あくまでも内部組織で、契約の相手方として、最優秀の提案者を決定する機関である。手続き的には、その後、契約管財課による特命随意契約の審査を経て、各部若しくは各課に契約権限を委任し、契約締結を行っている。なお、事業者選定委員会の組織は、事業の所管部長が委員長となり、関係各課長が委員となる。そして、必ず契約管財課長がアドバイザーとして出席している。
- 委員A それぞれの選定理由を比較すると、情報システム運用業務委託には、選定委員会設置要領や提案募集要項等のプロセスの記載があるが、戸籍住民課証明書発行等業務委託は、選定委員会設置要領や提案募集要項等は作成していないのか。

- 事務局 いずれも、同じく事業者選定委員会での選定を経て、特命随意契約を行ったものであるが、契約権限が各部あるいは各課に委任されているため、選定理由の書き方に統一性が無く、分かりづらい点はお詫びいたしたい。
- プロポーザルによる業者選定では、契約管財課が定めた実施要綱に基づき、選定委員会設置要領や提案募集要項等を作成することになっており、戸籍住民課証明書発行等業務委託についても、設置要領を定め選定委員会を設置しており、提案募集要項にも契約の締結について明記している。
- 委員C いずれも、平成28年10月1日からとのことだが、それ以前は同じ業者が受託していたのか。
- 事務局 情報システム運用業務委託は、業者が替わっているが、戸籍住民課証明書発行等業務委託は、同じ業者が選定されている。
- 委員C 相当永く受注しているのか。
- 事務局 3年位だと記憶している。
- 委員B 戸籍住民課証明書発行等業務委託の方も、プロポーザルによる選定なのか。この業務内容を見る限り、特殊な内容ではないので、提案書の内容や評価にあまり差が出るとは思えないが。
- 事務局 評価項目でいうと、社員や従業員の教育手法、作業の実施体制、業務マニュアルの整備計画、区民サービス向上の取組方法、繁忙期に対する取組方法、個人情報及びセキュリティ対策に向けた取組方法、業務トラブル・危機管理の考え方、区民のおもてなしに係る独自提案などを数値化し、評価している状況である。
- 委員B しっかりと体制を整えた業者でということは分かるが、プロポーザルでなくても良いと思うがどうか。
- 事務局 この受託業者は、前回は受託しているところであるが、その時は、公募型指名競争入札により選定されたものである。ところが、履行開始から半年ほど、窓口でお客様を一時間以上お待たせするなど混乱した経緯があり、主管課の意向で、価格のみの競争によらず、しっかりとした履行体制で、一定の水準を持った業者を選定したいとのことから、今回プロポーザルによる選定を行ったものである。
- 委員A 履行期間は3年間となっているが、だいたい3年おきに見直していくということか。
- 事務局 次回プロポーザルを実施するか、競争入札とするかは、分からないが、業務内容も変わったり、社会情勢も変わるので、3年位のスパンで業務を見直していくものと思われる。
- 委員A この業務を、民間委託すること自体はどこで、どのような観点から行われているのか。
- 事務局 区の基本方針として、民間で出来るものは民間でという基本的なスタン

スがある。その中で、窓口業務を含めて、区全体でどの部分が民間で出来るものなのかを検討した結果、当該業務を民間委託することとしたものと認識している。

委員A コスト的には、民間委託した方が、経費の節減が図れることになっているのか。

事務局 単年度だけで考えると、逆転する場合も考えられるが、複数年度のスパンで考えれば、民間委託した方が経費の節減が図れると思われる。

委員A そのようなデータや資料はあるのか。

事務局 委託することにより職員の人数を減らすことができるので、人件費と委託料との比較は、それぞれの所管部署で行っていると思われる。

委員A かなりの個人情報にアクセスする業務であるので、コストバランスも管理していかないと業務が回らない気がする。その点も、きちんとフォローしていただきたいと思う。

委員C 区役所の窓口等では、正規職員、派遣職員など見かけ上は分からないようだが。

事務局 窓口では、正規職員のほか、委託職員、派遣職員、非常勤職員等様々な勤務形態があるが、区民にとっては、みんな区の職員であるので、個人情報の部分についても、しっかりやって行きたいと考えている。

委員A 委託でやるのか、派遣でやるのかの判断は、各部署で判断しているのか。

事務局 基本的には、各部署で判断しているが、契約管財課においては、偽装請負とならないよう、チェックをしている。

委員A 戸籍や住民票等の処理、又、これに関連して、基本台帳やマイナンバーに関する業務を取り扱うことになる。感覚的に、このような業務を丸ごと委託して大丈夫なのか。問題が発生しないのか。その場合の責任はどうなるのか。いろいろ疑問に思うところがある。むしろ、派遣形態で、その業務の管理は区がしっかり行うとした方が良いのか。それとも、民間のキャリア・実績のあるところに委託した方が良いのか。一長一短というところもあると思うが、民間活力を利用して、外部委託する場合の契約形態のあり方をどうしていくのか、しっかり検討されないと、問題が起こったり、混乱が生じたりするのではないだろうか。

特に、今利用者側の権利意識もいろいろ変わってきているので、現場での混乱や問題もある程度想定し、検討しておく必要がある。

委員C 業務の性質から、直接個人情報に触れることが多いと思われるが、閲覧履歴等の記録は、区でしっかり管理されているのか。

事務局 閲覧履歴等は、ログという部分も含めて、しっかり管理していると聞いている。また、住民情報系端末二要素認証装置の導入により、アクセスできる職員を制限・特定することで、セキュリティ強化を図るとともに、個

人情報や機密情報の取扱いについて、保護に関する特記仕様を仕様書に添付することで、受注者に一定の管理義務を負わせている。

委員 B 先程の保育園の給食調理員派遣契約については、一つの保育園や学校ごとの派遣では効率が悪くなるし、応募してくる方も少ないが、まとめてしまえば、一つの業務委託として成り立つのではないか。

事務局 派遣であれば、直接職員に指揮・命令が可能である。保育園については、それぞれの保育園で、それぞれの保育園ごとの給食の仕方やおやつの出し方をしている中で、現状においては、一括で委託するよりも、欠員を補充したうえで、現状の体制を維持する考え方に基づいて、恐らく派遣を選択したものと思われる。

ただし、委員から話があったように、学校給食においては、段階的に委託化を進めている状況であり、保育園についても、将来的には同様の形態を含めて検討していく問題であると考えている。

委員 A 学校給食は、だいぶ委託化が進んでいるときいているが。

事務局 半数程度であったと記憶している。

委員 A 子ども達も、その位の年齢層であれば、委託で対応し易く、むしろ委託で対応した方が内容の充実が図れたりするのだろうが、保育園だと子どもの年齢によって出すものも違えば、アレルギーの問題であるとか、個々の保育園で管理しなければならない点も多いので、難しい気がする。

いずれにしても、派遣でやるのか、委託でやるのかの判断は、これからも各部署で、検討して進めていただきたい。

カ 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

キ 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

ク 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員制度の概要及び審査状況について説明・報告を行った。

【質 疑】

事務局 平成28年12月末までの審査状況は、37件の審査を行っている。専

門員からの主な意見及び改善点は、記載のとおりで、審査の結果を反映して工事主管課で起工を行うこととなる。

委員A 事業開始はいつからであったか。

事務局 お手元の資料は、直近3年間としているが、平成23年度から試行で開始し、本格実施は平成24年度からである。

委員A 専門員は、3名で変わらないか。

事務局 建築、機械、設備各1名ずつの3名で変わりはない。

(4) その他

委員長 以上で予定された議事はすべて終了したが、その他事項で何かご意見等はあるか。それでは、本日の入札監視等委員会を終了とする。

以 上